

鹿児島市学生消防団活動認証制度実施要綱の制定について

1 制定理由

この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み顕著な実績を収め、地域社会に多大なる貢献をした大学生等について、鹿児島市がその功績を認証することにより就職活動を支援する鹿児島市学生消防団活動認証制度の運用に必要な事項について定め、もって地域防災力の充実強化を図るものである。

2 施行日

平成30年4月1日

3 内容

(1) 対象者

鹿児島市内に居住し、本市消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者のうち、次の各号に定めるものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、専門学校等（これらに準じる学校を含む。以下「大学等」という。）に在学中の者

イ 大学等を卒業又は中途退学した日から3年以内の者

(2) 認証区分

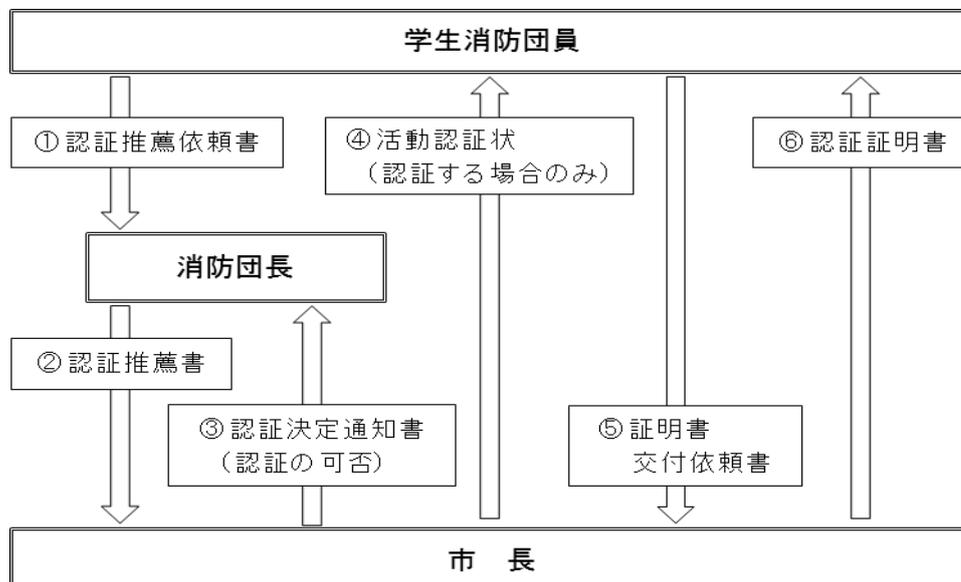
認証の区分は、次の各号によるものとする。

ア 一般認証 学業に励む中で消防団活動を行った者

イ 優良認証 学業に励む中で意欲的に消防団活動を行った者

ウ 優秀認証 学業に励む中で意欲的に消防団活動を行った者のうち、活動内容が特に優秀なもの

(3) 認証までのフロー図



平成30年3月28日

鹿児島市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のように定める。

鹿児島市長 森 博 幸

鹿児島市学生消防団活動認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み顕著な実績を収め、地域社会に多大なる貢献をした大学院生、大学生、短期大学生又は専門学校生等について、鹿児島市（以下「市」という。）がその功績を認証することにより就職活動を支援する鹿児島市学生消防団活動認証制度（以下「認証制度」という。）の実施について必要な事項について定めるものとする。

(対象者)

第2条 認証制度の対象者（以下「認証対象者」という。）は、鹿児島市内に居住し、本市消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者のうち、次の各号に定めるものとする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、専門学校等（これらに準じる学校を含む。以下「大学等」という。）に在学中の者
- (2) 大学等を卒業又は中途退学した日から3年以内の者

(申請)

第3条 認証制度の認証を希望する認証対象者は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第1。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。

2 前項の依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象者に顕著な実績があると認め、市長に対して認証制度による認証を受ける者として当該認証対象者を推薦する場合は、当該認証対象者の実績が顕著であったことを確認できる資料を添えて、市長に認証推薦書（様式第2。以下「推薦書」という。）を提出するものとする。

(認証区分)

第4条 認証の区分は、次の各号によるものとする。

- (1) 一般認証 学業に励む中で消防団活動を行った者
- (2) 優良認証 学業に励む中で意欲的に消防団活動を行った者
- (3) 優秀認証 学業に励む中で意欲的に消防団活動を行った者のうち、活動内容が特に優秀なもの

(審査)

第5条 市長は、推薦書が消防団長から提出された場合、前条の認証区分に適合するか審査し、認証の可否を決定する。

(認証決定通知書等の交付)

第6条 市長は、前条の審査により認証し、又は認証しないことを決定した場合は、消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書(様式第3)を交付するものとする。

第7条 市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、鹿児島市学生消防団活動認証状(様式第4。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から学生消防団活動認証証明書交付依頼書(様式第5)が提出されたときは、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、鹿児島市学生消防団活動認証証明書(様式第6。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

(認証の取消し)

第8条 市長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき又は刑に処せられたとき。
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消した場合は、鹿児島市学生消防団活動認証取消通知書(様式第7)により、被認証者に対して通知するものとする。

3 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び証明書を速やかに市長に返還しなければならない。

(認証制度の周知)

第9条 市長は、認証制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市長は、認証制度について、市内の企業に周知し、証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、消防局警防課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の実施に関して必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。